

証券コード 9266  
2020年6月8日

## 株主各位

千葉県市川市八幡二丁目5番6号  
株式会社 一家ダイニングプロジェクト  
代表取締役社長 武長太郎

### 第23期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第23期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至りました。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。なお、株主様の安全を最優先に考え、例年、株主総会終了後に開催しておりました「株主様との懇親会」は中止することといたしました。

株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月23日（火曜日）午後6時までに到着するようご送付下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月24日（水曜日）午前10時（開場午前9時30分）

2. 場 所 東京都港区芝公園三丁目5番4号

当社婚礼施設「The Place of Tokyo」地下2階グランドルーム  
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。)

### 3. 株主総会の目的事項

**報告事項** 第23期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件

### 決議事項

**議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

以上

---

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますよう、お願い申し上げます。

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「計算書類の個別注記表」につきましては法令および定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://ikkadining.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://ikkadining.co.jp/>)に掲載させていただきます。

＜新型コロナウイルス感染リスクに伴う当社の対応、株主様へのお願いについて＞

- 本株主総会会場において、感染予防のため、例年よりも座席の間隔をあけて配置いたします。
- 会場の当社スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用で応対いたします。
- 本株主総会にご出席される株主様は、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。特に、ご高齢の方、持病をお持ちの方、妊娠されている方は、ご出席について十分にご検討をお願い申し上げます。
- 開場受付でマスクをご用意いたします。当日、マスクをお持ちでない方はスタッフまでお声かけ下さい。入場時は、マスク着用にご協力お願いいたします。
- 開場受付付近に消毒液を設置いたします。入場時の手指消毒にご協力お願いいたします。
- ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、当社スタッフがお声かけをして入場をお控えいただくことがございます。
- その他にも感染予防のための措置を講じておりますので、ご理解ならびにご協力をお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社のウェブサイト (<https://ikkadining.co.jp/>) においてお知らせいたします。



パソコン・スマートフォン・  
タブレット端末からも  
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/9266/>



## 事 業 報 告

2019年4月1日から

2020年3月31日まで

### 1. 会社の現況に関する事項

#### (1) 当事業年度の事業の状況

当事業年度におけるわが国経済は、雇用情勢や企業収益の改善、個人消費の持ち直しを背景に、緩やかな回復基調にありましたが、9月以降大型台風などの自然災害の影響や消費増税の影響による個人消費の落ち込みなどにより先行き不透明な状況で推移いたしました。また、米中の貿易摩擦の長期化などによる世界経済の不確実性に加え、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大による国内外経済に対する影響が追い打ちをかけ、景気の先行きは極めて不透明な状況が続いております。

外食業界におきましては、業界全体として緩やかな回復基調にありましたが、人材不足の深刻化による人件費・採用費の上昇、原材料の高騰や企業間競争の激化に加え、新型コロナウイルス感染拡大に伴う自肃要請による需要の減少など厳しい状況が続いております。

このような状況の中、当社は『あらゆる人の幸せに関わる日本一のおもてなし集団』というグループミッションのもと、より多くのお客様におもてなしによって感動を提供する為に、事業の拡大、優秀な人材の確保およびサービス力向上に注力してまいりました。

飲食事業においては、都内を中心に主力業態の新規出店、サービス力向上および店舗オペレーションの改善、自社アプリ会員の獲得によるリピーター客数の増加に継続して注力してまいりました。

新規出店に関しては、ドミナントエリア拡大に向けた西東京地区への出店（屋台屋博多劇場調布店）や神奈川県への出店（屋台屋博多劇場藤沢店）の他、引き続き山手線エリアへの出店（屋台屋博多劇場新橋3号店、屋台屋博多劇場御徒町店）、千葉県エリアへの出店（屋台屋博多劇場おおたかの森店、こだわりもん一家木更津店、屋台屋博多劇場柏2号店）を行い、新業態となる大衆ジンギスカン酒場ラムちゃん（柏店、御徒町店、千葉店、おおたかの森店）、爆辛スパゲティ専門店青とうがらし（代々木店、町田店、新宿西口店）を新規出店いたしました。これにより直営店14店舗を出店し、直営店は合計で69店舗となりました。

その他、既存店の「こだわりもん一家渋谷店」を屋台屋博多劇場へ業態変更し、加えて、「こだわりもん一家神保町店」についても3月31日で閉店し、屋台屋博多劇場へ業態変更する予定であります。なお、「屋台屋博多劇場六本木店」を周辺地域の再開発によるテナントの立ち退きにより、2019年12月30日をもって退店した

ほか、当期に出店いたしました「爆辛スパゲティ専門店青とうがらし新宿西口店」および「爆辛スパゲティ専門店青とうがらし町田店」についても、売上が想定より下回って推移したことに加え、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を大きく受けたことにより3月31日をもって退店する決断をいたしました。

既存店（屋台屋博多劇場業態・こだわりもん一家業態）におきましては、屋台屋博多劇場での戦略的な値下げ、こだわりもん一家での宴会売上比率減少などにより客単価は前年比97.8%となりました。また、客数については、リピーター客数が好調に推移し、第3四半期まで（4月～12月）は前期比101.3%で推移しておりましたが、2月中旬から3月にかけて新型コロナウイルスの感染拡大に伴う自粛ムードの高まりにより客数が減少し、第4四半期（1月～3月）は前期比90.8%で推移いたしました。これにより、通期では前年比98.5%となりました。これらの結果、既存店売上高は第3四半期まで（4月～12月）は前期比99.1%で推移しておりましたが、第4四半期（1月～3月）は前期比88.9%で推移したことにより通期で前年比96.4%となりました。新規業態については、「大衆ジンギスカン酒場ラムちゃん」は好調に推移した一方、「爆辛スパゲッティ専門店青とうがらし」が想定より下回って推移いたしました。

ブライダル事業におきましては、結婚式のニーズの多様化により少人数婚のニーズが高まり、婚礼1組当たりの組人数が減少傾向にある中、婚礼の主力広告媒体との連携強化による来館数・成約率の向上、サービス力向上およびコスト削減、宴席の新規案件の取り込みおよびリピート客数の増加、レストランのサービス力、商品力の向上および新規客数の増加にも継続して注力してまいりました。

これらのほか、上場前より保有しておりました投資有価証券の償還期限到来により35,418千円の投資有価証券償還損を営業外費用に、飲食事業における店舗資産に係る182,375千円の減損損失を特別損失に、繰延税金資産の一部取り崩しに伴い36,571千円の法人税等調整額をそれぞれ計上いたしました。

以上の結果、当事業年度における売上高は7,991,195千円（前年同期比12.9%増）、営業利益は167,522千円（前年同期比42.2%減）、経常利益は129,193千円（前年同期比55.0%減）、当期純損失は122,218千円（前年同期は当期純利益122,392千円）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### ① 飲食事業

売上高は5,827,300千円（前年同期比19.0%増）、セグメント利益（営業利益）は212,659千円（前年同期比19.7%減）となりました。

#### ② ブライダル事業

売上高は2,163,894千円（前年同期比0.8%減）、セグメント損失（営業損失）は45,137千円（前年同期はセグメント利益（営業利益）24,958千円）となりました。

#### (2) 設備投資の状況

当事業年度において当社は14店舗の新規出店および1店舗の業態変更を実施いたしました。

この結果、当社は690,086千円（内差入保証金93,634千円）の設備投資を実施いたしました。

なお、設備投資額には資産除去債務に対応する除去費用の資産計上額は含まれておりません。

#### (3) 資金調達の状況

設備資金および運転資金として900,000千円の借入を行い、店舗開設の設備資金等に充当いたしました。

#### (4) 対処すべき課題

当社が属する外食産業を取り巻く環境は、業界への新規参入が絶えず、業界内企業間競争はますます激化しております。また、消費者の生活防衛意識の高まりや中食市場の成長、消費者の飲食嗜好の多様化に加え、年明け後の新型コロナウイルスの感染拡大による影響を受け、先行き不透明感が強まっており、今後も厳しい経営環境が続していくものと予測されます。

ブライダル産業を取り巻く環境は、少子高齢化に伴う婚姻組数の減少や、価値観の多様化による「なし婚」層の増加等により、経営環境は近年厳しさを増しております。また、東京オリンピックの開催に向け、老舗ホテルやイベント会場のリニューアル、新規企業の参入による競争激化に加え、新型コロナウイルスの感染拡大防止の為、大規模会食や大型イベント等の自粛ムードが続くことが予想され、引き続き厳しい経営環境が続していくものと予測されます。

このような状況の中、継続的に企業価値を高め、さらなる企業成長および収益基盤の強化のため、以下の課題に取り組んでまいります。

## ① 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、現時点において既に2020年2月中旬より飲食事業、ブライダル事業ともに業績に影響を受け始めております。また、政府・自治体からの自粛要請、緊急事態宣言の発令を受け、飲食店舗全店および婚礼施設「The Place of Tokyo」の臨時休業や営業時間短縮等の措置を実施しており、業績に大きな影響をおよぼすことが想定されます。その中、まずは新型コロナウイルス感染症への対応が重要課題であると認識しております。

新型コロナウイルス感染症への対応として、飲食事業店舗および婚礼施設内での感染リスクに備え、従業員の検温や健康状態の確認、手洗い・消毒の徹底、店舗・施設内の換気、間隔をあけた席配置などの取組を実施してまいります。そのほか、銀行借入による資金調達、政府や自治体の各種補助金・助成金の申請に加え、賃料の減免交渉や、各種コストについて不急の案件の見直しなどによりコスト削減を図り企業の耐性強化に努めてまいります。

また、今後「新しい生活様式」によるニーズの変化に対応した、サービスや商品の開発なども視野に入れ、収益力の維持向上に努めて参ります

## ② 既存店売上の維持向上

飲食事業では、外食産業における企業間競争が激化する中、当社はお客様のニーズに合った商品開発、商品クオリティの向上および「人」によるおもてなしの付加価値の向上を追求し、衛生管理の強化をしながら、継続的な会員獲得、顧客育成によるリピート率の向上を図る戦略をとることで店舗収益力の維持、向上を図っていく方針であります。

ブライダル事業では、他会場にはないロケーションを活かし、「想い出の場所は始まりの場所となり、永遠の場所となる」をテーマに掲げ、挙式後も新郎新婦様が何度も帰ってこられる会場として、リピーター戦略を実施し、他社と差別化することで店舗収益力の維持、向上を図っていく方針であります。

## ③ 新規出店の継続、出店エリアの拡大について

当社は、日本全国のこだわりの食材を、まるで我が家のおもてなしで楽しんで頂く、「こだわりもん一家」と、九州博多の屋台を本場さながらに再現した、活気と笑顔溢れる「屋台屋博多劇場」という外食店舗（居酒屋）を中心に首都圏で展開しております。サービス・商品力の向上、人材教育、店舗設備の改善を常に図ることにより、競合店との差別化を図っております。

継続的に企業価値の向上、業績の拡大を図るために新規出店の継続、出店エリアの拡大を進めていく方針であります。

## ④ 人材の確保・育成について

企業価値の向上、飲食事業およびブライダル事業の業績拡大と安定の為には正社員、パート・アルバイトの人材の確保および育成が必要不可欠な要素であ

り、重要な課題であると考えております。

人材の確保については、中途採用の拡充と新卒採用の積極的な採用により、正社員の確保を図ってまいります。また少子高齢化が進むなか、パートの採用を強化し、店舗業務の効率化を図っております。

人材の育成に関しては、階層別の社内研修制度を強化し、店舗におけるサービスレベルの均一化を図るとともに、経営者視点を持ちながら、マネジメントできる人材へと育成してまいります。

パート・アルバイトに関しても、社内の勉強会やサービス・料理コンテストなどの教育および称賛の場の拡充により、働きながら学べる環境を整え、ロイヤリティの高い人材へと育成してまいります。

#### ⑤ 内部管理体制の強化

今後さらに事業規模を拡大していく中でコーポレート・ガバナンスへの積極的な取り組みが不可欠だと考えております。その基盤となる経営管理組織の拡充のため、今後も組織体制の最適化、内部監査体制の強化および監査等委員・会計監査人による監査の連携を強化し、全従業員に対し継続的にコーポレート・ガバナンスおよび経理管理の啓発・教育活動を行っていく方針であります。

## (5) 財産および損益の状況

	第20期 (2017年3月期)	第21期 (2018年3月期)	第22期 (2019年3月期)	第23期 (当事業年度) (2020年3月期)
売 上 高 (千円)	5,418,750	6,149,693	7,078,172	7,991,195
経 常 利 益 (千円)	154,105	243,456	286,968	129,193
当期純利益又は当期純損失(△) (千円)	76,164	154,292	122,392	△122,218
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)	14.87	27.72	19.84	△19.82
総 資 産 (千円)	2,957,448	3,641,345	3,363,090	3,391,893
純 資 産 (千円)	474,345	1,110,216	1,216,407	1,069,043
1株当たり純資産額 (円)	89.97	180.84	196.32	173.88

(注) 当社は、2018年6月15日付で普通株式1株につき2株の割合、2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は当期純損失および1株当たり純資産額を算定しております。

## (6) 重要な親会社の状況

### ①親会社の状況

該当事項はありません。

### ②親会社等との間の取引に関する事項

#### イ. 取引に当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、当社不動産賃貸契約に対して、当社の親会社等であった代表取締役社長武長太郎より債務保証を受けております。当該取引に際しましては、当該取引の必要性に留意した上で合理的な判断に基づき、公正かつ適正に決定しております。今後は貸主との交渉により当該債務保証を解消していく方針であります。

#### ロ. 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由

当社取締役会は、親会社等との取引については上記イ.に記載の取引内容であることを確認しており、親会社等に対して債務保証に伴う保証料の支払いは行っておらず当該取引は当社の利益を害さないものと判断しております。

#### ハ. 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合の当該意見

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

① 飲食事業部

日本全国のこだわりの食材を、まるで我が家のおもてなしで楽しんで頂く、「こだわりもん一家」と、九州博多の屋台を本場さながらに再現した、活気と笑顔溢れる「屋台屋博多劇場」を中心に、首都圏で飲食店を直営にて展開しております。

② プライダル事業部

プライダル施設The Place of Tokyoの運営を行っております。

(8) 主要な事業所等（2020年3月31日現在）

① 本 社 千葉県市川市八幡二丁目5番6号

② プライダル施設 東京都港区芝公園三丁目5番4号

③ 飲食事業部店舗 飲食事業 69店舗

(9) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
284名（408名）	36名増（105名増）	28.8歳	3.4年

（注）1. 従業員数は就業人数であり、臨時雇用者数は、年間平均雇用人数（1日1人8時間換算）を（ ）外数で記載しております。

2. 前事業年度末に比べ、従業員（臨時雇用者を除く）が36名増加しております。主な理由は、新規出店等の事業拡大によるものであります。

(10) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	313,298千円
株式会社千葉銀行	273,456千円
株式会社三菱UFJ銀行	196,680千円
株式会社京葉銀行	171,753千円
株式会社千葉興業銀行	116,700千円
株式会社常陽銀行	116,254千円
株式会社りそな銀行	90,004千円
株式会社みずほ銀行	62,738千円
株式会社日本政策金融公庫	12,120千円
株式会社きらぼし銀行	1,860千円

#### (11) その他株式会社の現況に関する重要事項

当社は、2019年6月24日開催の第22期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

当社株式は、2020年3月11日に東京証券取引所市場第一部へ市場変更いたしました。

#### 2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 18,560,000株

(2) 発行済株式の総数 6,196,000株 (自己株式数47,800株を含む。)

(3) 株主数 6,524名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株式会社TKコーポレーション	1,600,000 株	26.02 %
武 長 太 郎	1,436,200 株	23.35 %
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300002	98,900 株	1.60 %
サントリー酒類株式会社	80,000 株	1.30 %
寺 口 義 弘	35,000 株	0.56 %
西 山 知 義	32,000 株	0.52 %
MLI FOR CLIENT GENERAL NON TREATY-PB	25,100 株	0.40 %
片 山 文 雄	22,300 株	0.36 %
株式会社DDホールディングス	20,000 株	0.32 %
横 田 佐 都 江	12,400 株	0.20 %

(注) 当社は、自己株式(47,800株)を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

## (5) その他株式に関する重要な事項

- ①当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行および株主還元の一環として、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の定めにより、2019年8月13日開催の取締役会決議に基づき2019年8月14日から2019年9月13日の間、市場取引により、23,900株（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合は0.81%）の自己株式を総額49,919,400円で取得いたしました。
- ②2019年10月1日付で1株に対し2株の割合で株式分割を行ったことにより発行済株式の総数が3,098,000株増加しております。また、同日付で発行可能株式総数を9,280,000株から18,560,000株に変更しております。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

- ① 新株予約権の数  
170個
- ② 目的となる株式の種類および数  
普通株式 136,000株（新株予約権1個につき800株）
- ③ 当社取締役、その他の役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回次（行使価額）	行使期限	個数	保有者数
取締役 (監査等委員および社外取締役を除く)	第1回（42円）	2017年12月25日 ～2025年12月24日	140個	4名
社外取締役 (監査等委員を除く)	第3回（325円）	2019年3月31日 ～2027年3月30日	30個	1名
合計			170個	5名

（注）2019年8月13日開催の取締役会決議により、2019年10月1日付で1株を2株に分割いたしました。これにより新株予約権の目的となる株式の数および新株予約権の行使価額を調整しております。

### (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
武長太郎	代表取締役社長	—
秋山淳	取締役副社長営業統括	—
野瀬健	取締役人財育成部長	—
高橋広宜	取締役管理部長	—
岩田明	取締役経営企画室長	—
赤塚元気	社外取締役	株式会社DREAM ON COMPANY 代表取締役社長 株式会社DREAM ON 代表取締役社長
五宝滋夫	社外取締役（監査等委員）	シライ電子工業株式会社 社外監査役
由木竜太	社外取締役（監査等委員）	フォーサイト総合法律事務所 パートナー弁護士
神野美穂	社外取締役（監査等委員）	神野公認会計士事務所 所長 株式会社サイオニアカデミー 代表取締役社長

- (注) 1. 当社は、2019年6月24日付で監査等委員会設置会社に移行いたしました。これに伴い、常勤監査役五宝滋夫氏、監査役由木竜太氏の任期が終了し、それぞれ取締役（監査等委員）に就任しております。
2. 小泉正明氏は、2019年6月24日開催の第22期定時株主総会終結の時をもって、任期満了につき監査役を退任いたしました。
3. 2019年6月24日開催の第22期定時株主総会において神野美穂氏が取締役（監査等委員）に新たに選任され就任いたしました。
4. 赤塚元気氏、五宝滋夫氏、由木竜太氏および神野美穂氏は、社外取締役であります。
5. 取締役（監査等委員）由木竜太氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する専門的な知識と経験を有する者であります。
6. 取締役（監査等委員）神野美穂氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知識を有する者であります。
7. 監査等委員会設置のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
8. 当社は、赤塚元気氏、五宝滋夫氏、由木竜太氏および神野美穂氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所へ届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と赤塚元気氏、五宝滋夫氏、由木竜太氏および神野美穂氏は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約は、会社法第423条第1項の社外取締役の責任につき、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く） (うち社外取締役)	6名 (1名)	70,420千円 (3,850千円)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	3名 (3名)	12,090千円 (12,090千円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	2,250千円 (2,250千円)
合計	12名	84,760千円

- (注) 1. 当社は、2019年6月24日付で監査等委員会設置会社に移行しており、監査役に対する支給額は本件移行前の期間に係るものであり、取締役（監査等委員）に対する支給額は本件移行後の期間に係るものであります。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は2019年6月24日開催の第22期定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は2019年6月24日開催の第22期定時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は2016年11月24日開催の臨時株主総会において、年額40,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

氏名	兼職先	当該他の法人等との関係
取締役 赤塚 元気	株式会社DREAM ON COMPANY 代表取締役社長 株式会社DREAM ON 代表取締役社長	当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 (監査等委員) 五宝 滋夫	シライ電子工業株式会社 社外監査役	当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 (監査等委員) 由木 竜太	フォーサイト総合法律事務所 パートナー弁護士	当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。
取締役 (監査等委員) 神野 美穂	神野公認会計士事務所 所長 株式会社サイオニアカデミー 代表取締役社長	当社と兼職先の間には重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏名	活動状況
取締役 赤塚 元気	当事業年度に開催された取締役会20回のうち19回に出席いたしました。企業経営に関する豊富な知識・経験に基づき適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 五宝 滋夫	当事業年度に開催された取締役会20回、監査役会4回および監査等委員会12回のすべてに出席いたしました。上場企業の監査役として培った知識、経験から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 由木 龍太	当事業年度に開催された取締役会20回、監査役会4回および監査等委員会12回のすべてに出席いたしました。主に弁護士としての専門的知見から適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 神野 美穂	就任後に開催された取締役会16回および監査等委員会12回のすべてに出席いたしました。主に公認会計士としての専門的知見から適宜発言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	18,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る監査報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、「監査人から引受幹事会社への書簡」の作成業務を委託しております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況の概要

### ① 内部統制システムの基本方針

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役および従業員に期待する行動指針のひとつとして企業行動規範を定め法令および定款遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

また、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき、各部署における業務執行が法令および定款に適合しているか内部監査を実施し、経営の透明性を高める。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

a. 当社は、法令・社内ルール（文書管理規程）に基づき、文書等の保存を行う。また、「情報セキュリティ基本規程」を定め、情報の管理を行うものとする。

b. 当社は、取締役の職務執行にかかる記録文書（電磁的な記録を含む）およびその他の重要な情報を、法令および社内ルールに従って適切に保存および管理する。

3. 損失の危険管理に関する体制

損失の危険に関して全社的に関わるリスクの監視および全社的対応は管理部が行い、各部門の所轄業務に付随するリスク管理は当該部門が行う。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制をとるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況の監督等を行う。取締役の職務執行については、「組織規程」、「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細を定め、職務執行の効率化を図る。

また、取締役会の下に執行役員を配置し、職務権限規程に基づき、業務の執行・施策の実施について審議のうえ、決定する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備については、定期的に子会社から当社へ業務執行および財務状況等の報告を受けるとともに、子会社の経営上の重要事項については当社取締役会にて決定するなど、当社子会社が経営方針に従って適正かつ適法に運営されていることを確認する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査等委員会の職務を補助すべき従業員はおりませんが、必要に応じて、監査等委員会の業務補助のため監査等委員会スタッフ（総務部門）を置くこととする。

配置される従業員の独立性および当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、当該従業員の人事考課、人事異動等については監査等委員会の同意を得た上で決定する。

7. 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員は、取締役会等の重要な会議に出席し、重要事項の報告を受け、また、重要な決裁書類および関係資料を閲覧する。

取締役および従業員は、重大な法令違反および不正行為、または会社に重大な損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査等委員会に報告する。

監査等委員会に報告をした者に対し、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを禁止する。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行う。また、三様監査として、内部監査担当および会計監査人と定期的に会合を持ち、監査の過程で発見された問題点について意見交換を行う。

監査等委員が、その職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払い等の請求をした場合は、当該職務の執行に必要でないと認められるときを除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

9. 反社会的勢力を排除する為の体制

当社は、反社会的勢力との一切の関係を排除し、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく法的対応を含め毅然と対応することを基本方針とし、当社の役員および当社の従業員に対してその徹底を図る。

## ② 内部統制システムの運用状況

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、役職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、「経営理念」、「社訓」、「グループミッション」を制定し、「取締役会規程」をはじめとする社内規程を整備し、役職員に周知徹底しております。

監査等委員は、取締役会および重要な会議に出席し、会社の意思決定の過程およびその結果が、法令および定款に適合しているかを監査しております。また、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、社内における職務の執行が、法令および社内規程に適合しているか監査しております。

なお、内部通報窓口に加え、ハラスマント相談窓口を設置し、役職員の不正もしくは法令違反等を発見した場合に、通報できるよう体制を整備しております。

## 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、株主総会議事録、取締役会議事録および計算書類等について、法令の定めおよび社内規程に則り保存期間を設定し、適切に保存しております。

なお、情報の漏えいや不正使用の防止および情報の有効活用のために、適正な管理体制の維持・向上に努めております。

## 3. 損失の危険管理に関する体制

当社では、「リスク管理規程」および「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス、衛生管理およびその他の様々なリスクについて認識し、リスクの重要度評価を行ったうえで、重要リスクについては責任者を定め、リスク対応計画を策定し、定期的に開催されるリスクコンプライアンス委員会において、その計画の進捗状況および世間や他会社で顕在化したリスクに関する情報を共有しております。

## 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、定時取締役会を毎月1回開催するほか、機動的に意思決定を行うため、臨時取締役会を開催し、適切な職務執行が行える体制を確保しております。また、取締役会で決議を要しない事項については、事業部会議において決議しております。

## 5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の企業集団は、当社および非連結子会社1社であり、定期的に子会社の財務状況および業務執行状況などの報告を受けるとともに、四半期毎に取締役会等の重要な会議にて、子会社を含む企業集団としての経営につき協議し、当社および子会社が経営方針に従って適正かつ適法に運営されていることを確認しております。

## 6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社では、現在監査等委員会の職務を補助する使用人を設置しておりませんが、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて人員を配置することとします。当該使用人の選任、解任、異動等には、監査等委員会の同意を要するものとし、当該使用人の取締役か

らの独立性および監査等委員の指示の実効性の確保に努めるものとします。また、監査等委員から監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令を受けないこととします。

#### 7. 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

当社の監査等委員は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役会又は使用人からその説明を求めております。

取締役又は使用人は、監査等委員会の求めに応じて、必要な説明および情報提供を行うこととしております。また、取締役および使用人は職務執行に関する法令および定款に違反する、又は、そのおそれがある事項、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項を、発見し次第遅滞なく監査等委員会に報告するものとしております。

#### 8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員会は、当事業年度中、代表取締役社長との定期面談のほか、社内取締役および社外取締役との面談の機会を持ち、意見交換を行っております。また、三様監査として、内部監査部門と連携の上、会計監査人と4回会合を持ち、監査の過程で発見された問題点について意見の交換を行っております。

#### 9. 反社会的勢力を排除する為の体制

当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」および「反社会的勢力排除対応マニュアル」を制定し、取引先がこれらと関わる企業もしくは団体であると判断した場合には、取引を解消することとしております。

また、新規の取引を開始する場合は、取引先の反社会的勢力該当性を検証し、問題がないことを確認した上で、取引を開始しております。

なお、当事業年度中、問題となる事案は発生しておりませんが、万が一、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合には、警察、顧問弁護士事務所および警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等の外部専門機関と連携し、毅然とした態度で臨み、一切の関わりを持たない方針を社内に周知しております。

# 貸 借 対 照 表

(2020年3月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	966,868	流 動 負 債	1,142,055
現 金 及 び 預 金	693,325	買 掛 金	151,053
売 掛 金	95,507	1年内返済予定の長期借入金	492,094
原 材 料 及 び 貯 藏 品	34,638	未 払 金	313,596
前 払 費 用	112,675	未 払 費 用	55,636
そ の 他	30,784	前 受 金	42,772
貸 倒 引 当 金	△62	資 産 除 去 債 務	6,381
固 定 資 産	2,424,183	そ の 他	80,520
有 形 固 定 資 産	1,735,804	固 定 負 債	1,180,795
建 物	1,480,555	長 期 借 入 金	862,769
構 築 物	423	資 産 除 去 債 務	258,983
工 具、器 具 及 び 備 品	205,124	そ の 他	59,043
土 地	6,215	負 債 合 計	2,322,850
建 設 仮 勘 定	43,486	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	16,181	株 主 資 本	1,069,043
ソ フ ト ウ エ ア	14,101	資 本 金	366,172
そ の 他	2,080	資 本 剰 余 金	340,172
投 資 そ の 他 の 資 産	672,197	資 本 準 備 金	340,172
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	58,010	利 益 剰 余 金	412,618
長 期 前 払 費 用	51,665	利 益 準 備 金	2,500
敷 金 及 び 保 証 金	524,136	そ の 他 利 益 剰 余 金	410,118
繰 延 税 金 資 産	38,383	別 途 積 立 金	30,000
繰 延 資 産	840	繰 越 利 益 剰 余 金	380,118
株 式 交 付 費	840	自 己 株 式	△49,919
資 産 合 計	3,391,893	純 資 産 合 計	1,069,043
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	3,391,893

## 損 益 計 算 書

(2019年4月1日から)  
(2020年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	7,991,195
売 上 原 價	2,635,159
売 上 総 利 益	5,356,035
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	5,188,513
営 業 利 益	167,522
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	406
有 債 証 券 利 息	50
受 取 手 数 料	957
保 険 差 益	5,347
そ の 他	1,896
営 業 外 費 用	8,658
支 払 利 息	6,431
有 債 証 券 償 還 損	35,418
株 式 交 付 費 償 却	1,279
そ の 他	3,858
経 常 利 益	46,987
特 別 損 失	129,193
減 損 失	182,375
税 引 前 当 期 純 損 失	182,375
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	53,181
法 人 税 等 調 整 額	32,464
当 期 純 損 失	36,571
	122,218

## 株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から)  
(2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			利益 剰余金 合計
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	別途 積立金	
当期首残高	366,172	340,172	340,172	2,500	30,000	502,336	534,836
当期変動額							
当期純損失						△122,218	△122,218
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△122,218	△122,218
当期末残高	366,172	340,172	340,172	2,500	30,000	380,118	412,618

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	—	1,241,180	△24,773	△24,773	1,216,407
当期変動額					
当期純損失		△122,218			△122,218
自己株式の取得	△49,919	△49,919			△49,919
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			24,773	24,773	24,773
当期変動額合計	△49,919	△172,137	24,773	24,773	△147,364
当期末残高	△49,919	1,069,043	—	—	1,069,043

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社一家ダイニングプロジェクト  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

向井 誠

印

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

吉川 高史

印

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社一家ダイニングプロジェクトの2019年4月1日から2020年3月31日までの第23期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査等委員会の監査報告書 謄本

## 監査報告書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第23期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査計画、職務の分担等に従い、内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、当社の取締役会において担当取締役から定期的に事業の状況の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月26日

株式会社一家ダイニングプロジェクト 監査等委員会

監査等委員（社外） 五 宝 滋 夫 ㊞

監査等委員（社外） 由 木 竜 太 ㊞

監査等委員（社外） 神 野 美 穂 ㊞

以上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（6名）は本総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所持する当社の株式数
1	たけ なが た ろう 武 長 太 郎 (1977年1月24日生) 【再任】	1997年10月 有限会社ロイスカンパニー（現当社）設立 代表取締役社長就任（現任） (選任理由) 長年にわたる当社の経営者としての豊富な経験に基づき、事業成長と企業業績向上に向けた戦略の実現を図るとともに、当社全体の監督を適切に行うことができるものとして、当社取締役候補者として適任と判断いたしました。	1,436,200株
2	あき やま あつし 秋 山 淳 (1979年3月2日生) 【再任】	2000年7月 当社入社 2009年3月 当社取締役総料理長就任 2015年5月 当社専務取締役営業統括就任 2018年6月 当社取締役副社長営業統括就任（現任） (選任理由) これまで、主に当社の営業部門の責任者としての任務を通じ、当社の事業活動に関し、豊富な経験と知識を有しております、当社取締役候補者として適任であると判断いたしました。	—
3	の せ けん 野 瀬 健 (1974年2月21日生) 【再任】	2000年10月 当社入社 2011年10月 当社執行役員人財育成部長就任 2014年4月 当社取締役人財育成部長就任（現任） (選任理由) これまで、主に当社の人財育成部門の責任者としての任務を通じ、当社の事業活動に関し、豊富な経験と知識を有しております、当社取締役候補者として適任であると判断いたしました。	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所持する当社の株式数
4	たかはし ひろまさ 高橋 広宣 (1980年2月29日生) 【再任】	<p>2001年8月 当社入社 2015年4月 当社執行役員総務部長就任 2015年5月 当社常勤監査役就任 2016年4月 当社執行役員管理部長就任 2016年6月 当社取締役管理部長就任(現任) (選任理由) これまで、主に当社の管理部門の要職を歴任し、当社の事業活動に関し、豊富な経験と知識を有しております、当社取締役候補者として適任であると判断いたしました。</p>	—
5	いわた あきら 岩田 明 (1971年11月4日生) 【再任】	<p>2001年5月 当社入社 2007年1月 当社常務取締役就任 2016年3月 当社常勤監査役就任 2016年11月 当社取締役経営企画室長就任(現任) (選任理由) これまで、主に当社の管理部門の要職を歴任し、当社の事業活動に関し、豊富な経験と知識を有しております、当社取締役候補者として適任であると判断いたしました。</p>	—
6	あかつか げんき 赤塚 元気 (1976年11月5日生) 【再任】 【社外】 【独立役員】	<p>1999年4月 ジャパン興業株式会社(現株式会社DREAM ON COMPANY)入社 2006年1月 ジャパン興業株式会社(現株式会社DREAM ON COMPANY)代表取締役社長就任(現任) 2016年11月 当社取締役(社外取締役)就任(現任) 2018年9月 株式会社DREAM ON設立 代表取締役社長就任(現任) (選任理由) 飲食業界、サービス業界に対する経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております、当社の経営全般に関する助言により、取締役会の機能強化が期待されるため、社外取締役候補者としております。</p>	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 赤塚元気氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 赤塚元気氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年8ヶ月となります。  
 4. 当社は、赤塚元気氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出しており、同氏が再任された場合には、引き続き同氏を独立役員として同証券取引所に届け出る予定であります。  
 5. 当社は、赤塚元気氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

以上

### 〈メモ欄〉

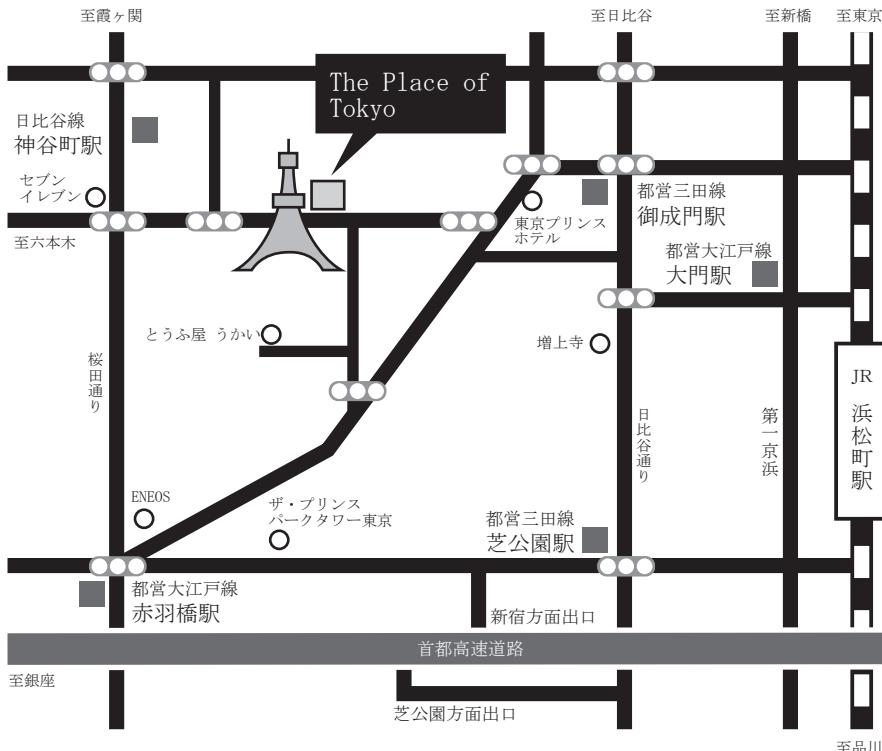
### 〈メモ欄〉

## 株主総会会場ご案内図

東京都港区芝公園三丁目 5 番 4 号

当社婚礼施設「The Place of Tokyo」地下2階グランドルーム

代表電話 03-5733-6788



## 交通 アクセス のご案内

- |          |      |             |
|----------|------|-------------|
| ◆都営大江戸線  | 赤羽橋駅 | 赤羽橋口より徒歩5分  |
| ◆地下鉄日比谷線 | 神谷町駅 | 1番出口より徒歩7分  |
| ◆都営三田線   | 御成門駅 | A1出口より徒歩7分  |
| ◆都営浅草線   | 大門駅  | A6出口より徒歩10分 |
| ◆都営三田線   | 芝公園駅 | A4出口より徒歩10分 |
| ◆JR線     | 浜松町駅 | 北口より徒歩15分   |

駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮下さいますようお願い申し上げます。